特定非営利活動法人地域未来中間支援ネットワーク
定款

第 1 章　総則

第 1 条　（名称）

この法人は、特定非営利活動法人地域未来中間支援ネットワークという。

第 2 条　（事務所）

この法人は、主たる事務所を大阪府池田市東山町２９１番地１に置く。

第 3 条　（目的）

この法人は、子ども、地域住民、市民活動団体及び地域事業者に対して、子どもの健全育成、保健・医療・福祉の増進、まちづくりの推進、地域経済の活性化及び就労支援に関する事業を行うとともに、地域課題の解決に取り組む団体等への連絡、助言及び援助を行い、地域福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第 4 条　（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(3) 経済活動の活性化を図る活動

(4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(6) 国際協力の活動

(7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第 5 条　（事業）

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 子ども食堂及び地域食堂の運営支援

(2) 商店街の活性化支援

(3) 職親プロジェクト及び就労支援

(4) 地域企業及び地域事業者の経営、連携並びに地域貢献活動に関する支援

(5) 市民活動団体、非営利団体、地域団体及び事業者に対する中間支援

(6) 地域コミュニティの形成及び交流の促進

(7) ボランティアの育成及び派遣

(8) 各種イベント、講演会及び交流会の企画及び運営

(9)イシバシレンジャー等を活用した、子どもの健全育成、地域交流、商店街の活性化及び啓発活動の企画及び実施

(10)前号の活動に関連するグッズ等の企画、制作及び販売

(11) 地域活動に関する情報提供及び広報

(12) 地域課題及び地域福祉に関する調査研究並びに政策提言

(13) 指定管理者制度による公共施設の管理及び運営

(14) 空き店舗及び空き家の活用支援

(15) SDGs の普及啓発及び推進

(16) 行政、企業、学校及び各種団体との連携及び協働

(17) 助成金及び補助金に関する情報提供、相談並びに活用支援

(18) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(19) 保育所の設置及び運営

(20) 放課後等デイサービス、保育及び子育て支援に取り組む法人又は団体等への中間支援

(21) 国内外の行政機関、中間支援組織、非営利団体、企業その他関係機関との連携、協働、情報交換、調査研究及び地域課題の解決に向けた支援事業

(22) 前各号に附帯又は関連する事業

第 6 条　（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第 2 章　会員

第 7 条　（会員の種別）

この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

第 8 条　（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 9 条　（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 10 条　（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条　（資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第 12 条　（除名）

会員がこの定款に違反し、又はこの法人の名誉を傷つけ若しくは目的に反する行為をしたときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章　総会

第 13 条　（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 14 条　（権能）

総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任及び解任、職務並びに報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄（当該事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

第 15 条　（開催）

総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第 23 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が総会を招集するとき。

第 16 条　（招集）

総会は、監事が法令及びこの定款に基づき招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会の日の少なくとも 5 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、正会員に通知して招集する。

4 理事長は、前条第 3 項第 1 号の場合は理事会の決議に基づき、総会を招集する。

第 17 条　（議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第 18 条　（定足数及び議決）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会における議決事項は、第 16 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、出席正会員の過半数の同意がある場合は、この限りでない。

3 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 19 条　（表決権等）

各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 18 条及び第 40 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 20 条　（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法又は代理人による表決者がある場合は、その数を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 4 章　役員及び理事会

第 21 条　（役員の定数）

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　3 人以上

(2) 監事　1 人以上

第 22 条　（役員の選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人以上 3 人以内を副理事長とすることができる。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることとなってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 23 条　（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 24 条　（役員の任期等）

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第 25 条　（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 26 条　（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 27 条　（報酬等）

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 28 条　（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 29 条　（理事会の権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 30 条　（理事会の開催及び招集）

理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき、又は第 23 条第 4 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があったときは、その請求の日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

第 31 条　（理事会の議事）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議事については、日時及び場所、理事総数、出席理事数、審議事項、議事の経過及び議決結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事から選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印する。

第 5 章　資産及び会計

第 32 条　（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 資産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第 33 条　（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 34 条　（会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行う。

第 35 条　（事業計画及び活動予算）

この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 36 条　（事業報告及び活動決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 37 条　（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 38 条　（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。ただし、当該事業年度内の収入をもって償還する短期借入金は、この限りでない。

第 39 条　（剰余金の不分配）

この法人は、剰余金を分配しない。

第 6 章　定款の変更、解散及び合併

第 40 条　（定款の変更）

この定款は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経て変更することができる。ただし、法第 25 条第 3 項に規定する事項に係る定款の変更については、所轄庁の認証を得なければならない。

第 41 条　（解散）

この法人は、法に定める事由により解散する。

2 総会の議決により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散したときの残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡する。

第 42 条　（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

第 7 章　事務局

第 43 条　（事務局の設置等）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章　雑則

第 44 条　（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

（1）　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

（2）　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　長﨑裕司

理事　坂上豊司

理事　松本富士子

監事　金田考示

（3）　この法人の設立当初の役員の任期は、第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

（4）　この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（5）　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（6）設立当初の入会金及び会費の額は、設立総会において定める。

（7）この定款に定めのない事項は、法その他の法令の定めるところによる。